

吉野川歴史探訪

かくえんそうどう せんしゅう いかん
覚円騒動後編（千秋の遺憾）

こんにちは。別宮川三郎です。役所では5月からクールビズになりました。しかし、朝は肌寒い日が続いており、通勤は暖かい服装で、勤務中はクールビズという中途半端な状況が続いている今日この頃です。皆さんも体調管理に気をつけてください。

さて、先月号では、覚円騒動前編として、騒動の原因となった明治21年7月洪水について探訪しました。今月号は覚円騒動後編として、騒動の内容・顛末を「阿波近古史談」や「四国三郎物語」などを参考に探訪しましょう。

1. 激高する被害民

明治21年7月洪水は、工事中の覚円堤防の決壊により、人家78戸が流され26名が亡くなり、560余名が家屋を失い路頭に迷うという大惨事が発生しました。（図1）

こうした水害に激高した覚円村の住民は、「今回の覚円堤防の決壊は、天災ではなく人災だ」と考えます。つまり、徳島県の堤防工事の遅れと国（内務省）が施工した沈床工が水害の原因であると主張したのです。

被害民は、現場事務所に押し寄せ、救済を求めますが除々に激しくなり、中には県官に対する悪口雑言により侮辱罪で後日処罰された住民もいました。その後も知事の出張先などに救済を求めますが要領を得ず、被災民の苛立ちは高まります。

そのような最中、無情にも水害から約1ヶ月後の9月上旬に、またも洪水となり、家屋5戸が流され、7月下旬の洪水で家を流された人たちの仮小屋41戸が流出するなどの被害が発生し、被害民は二重の水害を被りました。また、万一の警戒のため、覚円村へ警察官を百数十人派遣することとなり、その様子が戒厳令を布いたような有様であったことから、遂に、覚円村民は、不平と憤怒で暴徒化し大挙して村を脱出し徳島へ向かい県庁を襲い強訴することとしたのです。いわゆる覚円騒動です。

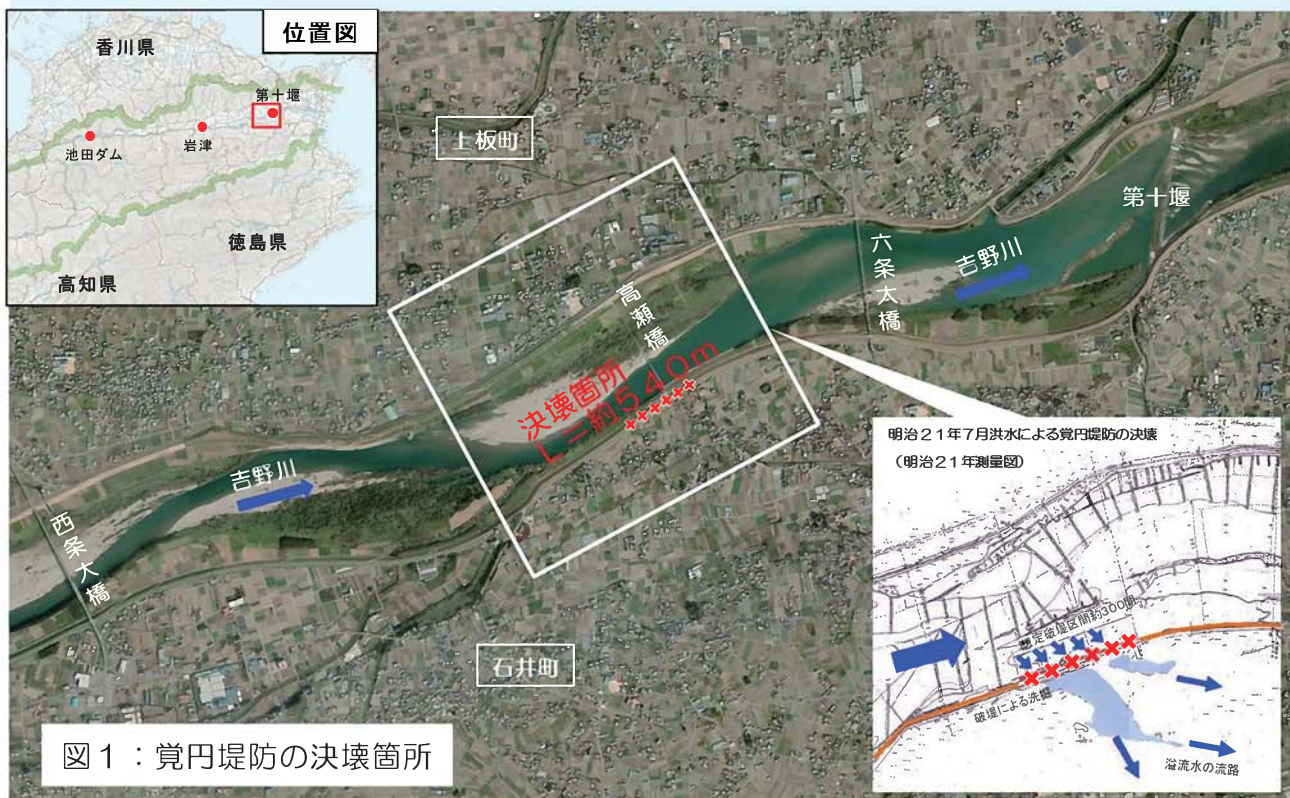


図1：覚円堤防の決壊箇所

2. 県庁への強訴を決行

このことを漏れ聞いた警官は直ちに県庁へ報告するとともに、強訴を途中の鮎喰で食い止めるため、多数の警官を派遣して準備しましたが、被害民はその裏をかき、陸路ではなく船で別宮川（現在の第十堰下流の吉野川）を下り、古川から上陸し県庁に向かおうとしたので、県官等の関係者は大いに狼狽し県庁の大門を閉めて警戒しました。（図2：強訴時の三者関係イメージ図）

そして、被害民一同は県庁に押しかけますが、県は、被害民から代表者を選んでもらい、要望の趣旨を聞き取り、慰めたりして、なんとか被害民を村に帰したのです。

図2：強訴時の三者関係イメージ図



徳島県知事の酒井明は、この強訴に対して被害民の窮状を察して政府に救済を要請することにしたのです。当時、内務次官を務めていたのが、山川町（現在の吉野川市）出身の芳川顕正氏であり、その芳川内務次官に県や覚円村の関係者は直々に実情を訴えます。芳川内務次官は「郷里の難渋を思い、速やかに手を打った」と言われ、その結果、堤防改修費として4万円、それとは別に救済金3万円、合計7万円が国庫から補助されることになりました。

その知らせによって激高していた被害民はようやく静まり、覚円騒動は収束したのです。また、県でも臨時議会を開いて、約7万円の地方税を支出することにしたのです。

【生きながら神として祀^{まつ}られた芳川顕正氏】

本格的な連続堤防が整備される前の吉野川は、洪水の度に各所で堤防が決壊していました。名西郡覚円村の堤防決壊も吉野川全体からみれば一部の被害でしたが、国費、地方費を合わせ、堤防改修費、救済金として約14万円の支出がありました。このうち、国費の7万円は、徳島県出身の芳川顕正内務次官の尽力^{たまもの}の賜として県民は大いに喜びました。特に覚円村民は、後年、芳川氏が帰県したおり、数十台の人力車に国旗をかざして賑々しく芳川氏を迎えたと言われています。また、その際、村の代表者は「芳川氏は村民を救った大恩人である。私たちは子々孫々に至り芳川氏の厚恩^{こうおん}を感謝しなくてはならない。今日以後、村内に祠^{ほくら}を建てて芳川氏を祀り、いささかご恩の万分の一を記念するものである」と述べ参列者一同を感動させたと言われています。

芳川顕正氏は、麻植郡川田村北島（現在の吉野川市山川町北島）の医師・原田民部の四男として天保12年(1841)に生まれ幼名は賢吉。民部は顕正を商人にするつもりで一族の富豪・原田小二郎に預けました。そこで顕正は、非凡な才能を発揮し16歳の春には徳島城下に出て学問を続け、22歳の時には長崎で英語を学びました。そして、慶応3年(1867)には、伊藤博文^{いとうひろbumi}と知己^{ちき}になり彼の英語の教師となりました。その後は、明治維新によって薩摩^{さつま}に向かい海軍所に迎えられます。

明治3年(1870)に上京し伊藤博文の推挙により大蔵省に出仕します。欧米を視察後、東京府知事、内務次官などを経て、明治23年(1890)に文部大臣に就任し、「教育勅語」を草案^{はっふ}したことで知られています。その後も司法、内務、逓信^{ていしん}の各大臣を務め、明治40年(1907)67歳のときに伯爵位^{はくしやくい}を得ています。【大正9年(1920),77歳没】



芳川顕正（国立公文書館 HP）



芳川顕正の生家（吉野川市山川町）

3. 県議会、国に吉野川改修工事の廃止を要請。そして工事の中止。

覚円騒動は何とか収束しましたが、その余波は続きます。今後の吉野川改修工事を巡って、県会の議論は次の3案に分かれました。

1案は、堤防決壊の大きな原因は内務省の直轄工事である吉野川低水工事であるので、政府に向かって吉野川改修工事の廃止を要請するのが良いとの主張でした。

また、2案は、吉野川改修工事の一部分が堤防決壊の原因でも廃止の要請は過激すぎるので政府に設計変更を求めることが良いとの主張でした。

そして、3案は、1案も2案も最もであるが、直ちに論断するのは早計に失するので一先ず宿題として次の県会までに議員各自が研究することが良いとの主張でした。

その結果、1案の工事廃止を求める声は、設計変更を求める少数派や廃止反対の僅かな意見を押し退け、最終的に県会は「この工事は有害無益であり、護岸工事の県民負担はとても堪えきれないところである」という建議案を賛成多数で可決しました。そして、県会は議長名で内務大臣山県有朋に対し吉野川の改修工事の廃止を願い出たのです。それを受けた内務省は、廃止というのは穏やかでないので、ここはひとまず中止にしたいという芳川内務次官の提案により、吉野川改修工事の中止を決定したのです。こうして、30年・デ・レークの調査に基づき、明治18年(1885)に始まった吉野川低水工事は、見るべき成果もないまま明治22年(1889)7月、僅か4年で中止となりました。

4. 「千秋の遺憾」、「軽率の責」と嘆かせることになった覚円騒動の顛末

国（内務省）の吉野川改修工事中止後、明治25年(1892)7月の洪水では、死者329人を出す大水害にあっています。この大洪水の善後策について県会が開かれませんが結果は解散に至ります。それからの吉野川は以前にも増して、洪水の度に暴れ放題に暴れ沿川地域に多大な被害を及ぼします。

こうした被害が続出したことから、次第に改修工事中止は誤りの声が叫ばれ始めました。時の徳島県当局、県会は財政難に加えて、土木費の増加に音を上げた末、県会の度に工事を中止したことを後悔し続けました。明治26年(1893)の県会では、災害が続いており民力を考えればこれ以上の県民負担は難しく吉野川治水費は国庫支出の儀を建議してはどうかといった趣旨を決議します。また、明治32年(1899)には水害が続き県民がその負担に苦しみつつあるのに治水の方針が定まらず、空しく費用を投じつつある現状を訴え、吉野川治水費は県民負担では耐えられないので国費でもって改修及び補修して欲しい旨の建議をするに至ります。

このような吉野川治水問題に対する県会の筋の通らない対応に対して、明治33年(1900)1月13日の「徳島日々新聞」は次のような社説を掲げています。

「吉野川治水の至難なることは敢えてこれを論ずる必要はないが、今において10年前に我が県会が河川改修中止の建議をしたことを回想すると、実に千秋の遺憾である。もしその時中止していなかったならば、今や完全なる治水策が行われ出水の惨害を免れたであろう。いたずらに局部的な罹災者の声に同情して、県会の議決をもって中止を建議したことは軽率の責を免れないだろう。……しかし、前に政府直轄の工事の中止を建議しておきながら、今度はこれを元のようにしてくれと言うのは誠に筋の通らぬことで、とても通過は難しい。といて通してもらわねば、流域村民は案ずることはできない。のみならず、年々修理費の負担に耐えられない結果、惨害は益々酷くなるばかりである。……とにかく、県民はこの治水工事の促進については増税を覚悟せよ。」

覚円騒動により国（内務省）による吉野川改修工事は明治22年に中止となり、その後、吉野川の抜本的な治水方策を立案もできず、頻発する水害に悩ませられながら18年の歳月を経て、明治40年(1907)に第一期改修工事として、ようやく再開されます。来月号からは、本格的な吉野川改修工事計画の基礎となった30年・デ・レークによる吉野川調査について探訪しましょう。